ランプ制御装置―第２―３部：交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項	C8147―２―３
路面標示用塗料	K5665
染色堅ろう度試験方法通則	L0801
染色堅ろう度試験用添付白布	L0803
洗濯に対する染色堅ろう度試験方法	L0844
樹脂加工繊物及び編物の試験方法	L1041
織物及び編物のスナッグ試験方法	L1058
繊維製品の縫目強さ試験方法	L1093

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

公　開　承

国指定サロベツ鳥獣保護区及び同サロベツ特別保護地区の指定に係る公聴会の開催について

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第６項（同法第29条第４項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記により公聴会を開催しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第79条第１項の規定により公示します。

傍聴希望者は、あらかじめ北海道札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎３階北海道地方環境事務所野生生物課（電話番号011―299―1954）へ御連絡ください。

なお、詳細については、同事務所へお問い合わせください。

平成 23 年７月 20 日　環境大臣　江田　五月

記

１　日時　平成23年８月11日（木）14時00分から16時00分まで

２　場所　北海道天塩郡豊富町字西豊富豊富町民センター

３　案件　国指定サロベツ鳥獣保護区及び同サロベツ特別保護地区の指定について

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

七月十五日（金）

○一般案件（抜粋）

一　公共サービス改革基本方針の一部変更について（決定）（内閣府本府）

一　平成二十二年度一般会計補正予算（第二号）
一　平成二十二年度特別会計補正予算（特第二号）
（財務省）について（決定）

○法律案

一　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（内閣府本府・財務省）

一　平成二十二年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（決定）（財務省）

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記の金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　ＰＢＡアセットマネジメント株式会社

２．本店所在地　東京都港区赤坂七丁目５番48号

３．登録番号　関東財務局長（金商）第455号

４．登録年月日　平成19年９月30日

５．行政処分の年月日　平成23年７月８日

６．行政処分の内容　関東財務局長（金商）第455号の登録を取り消す。

平成 23 年７月 20 日

金融庁長官　三國谷勝範

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成 23 年７月 20 日　京都地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第６条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので、公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　京都地方検察庁　平成22年第１号

２　犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日　平成23年７月20日

３　支給対象犯罪行為の範囲

⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間

平成20年１月29日ころから同年４月18日までの間

⑵　支給対象犯罪行為の内容

三浦達也が、事業資金の融資を受ける名目で国民生活金融公庫吹田支店（平成20年10月１日、名称変更により株式会社日本政策金融公庫吹田支店）から振込入金により現金799万9,790円（融資金800万円から振込手数料を差し引いたもの）を詐取し、前記現金の一部である480万円を大阪府茨木市永代町７番１号所在の株式会社りそな銀行茨木支店に開設された前記三浦が管理する大倉栄二名義の普通預金口座に預け入れて、犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

４　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

支給対象犯罪行為は、前記犯罪収益隠匿事案に関連する前記吹田支店被害に係る詐欺事案のみ

５　開始決定の時における給付資金の額　金23万5,067円

６　支給申請期間　平成23年７月20日から平成23年９月20日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　裁判所名　京都地方裁判所

⑵　裁判年月日　平成22年２月23日

⑶　確定年月日　平成22年３月10日

⑷　被告人の氏名　三浦　達也

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人三浦は、天野雅樹らと共謀して、国民生活金融公庫（平成22年10月１日、名称変更により株式会社日本政策金融公庫）が新たに事業を始める者または事業開始後税務申告を２期終えていない者を対象として一定の要件を満たせば無担保・無保証人で事業資金を貸し付ける「新創業融資制度」の要件を備えているように装って、事業資金の融資を受ける名目で、同公庫から現金799万9,790円をだまし取ったものであるが、犯罪収益である同現金の帰属を仮装しようと企て

１　平成20年４月12日、大阪府茨木市永代町７番１号所在の株式会社りそな銀行茨木支店において、前記犯罪行為により得た現金の一部である現金300万円を、同所に開設された被告人三浦が管理する大倉栄二名義の普通預金口座に預け入れ

２　同月18日、大阪市淀川区東三国５丁目２番20号所在の同行三国支店東三国駅出張所において、前記犯罪行為により得た現金の一部である現金180万円を前記大倉名義の普通預金口座に預け入れ

もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒602―8510　京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82京都法務合同庁舎

京都地方検察庁　犯罪被害者担当　電話番号　075―441―9286（広報官室直通）